## 会議記録

1. 用 務

宇都宮地域医療構想調整会議

2. 日 時

令和元 (2019) 年 6 月 24 日 (月) 18:30~20:25

3. 場 所

本館6階大会議室1

4. 参加者

別添資料のとおり

5. 結 果

議事前進行:医療政策課 谷田部課長補佐

議長:宇都宮市医師会 片山会長

(1) 議題

- ① 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について (説明:松島係長)
- ② 平成30(2018)年度病床機能報告の結果について(説明:田中主査)
- ③ 外来医療計画について(説明:松島係長)
- ④ 医師確保計画について (説明:田中主査)

## (2) 質疑等

① 地域医療構想調整会議等の今後の進め方について

**片山委員**) 調整会議は国の財政健全化のために行うのではなく、地域の住民の健康 や幸福と結びつくことが重要であり、数合わせではなく質を考えないと幸福には 結びつかない。公的医療機関等の病床を減らすことは理解できるが、公的の方が 質の高い部分を減らして、その部分を民間が担うという話になると、地域の住民 は不幸になる。例えば、患者の紹介率等の医療機関の質を示すデータを提示して もらえればと考える。

- **事務局**) 医療機関の質を示すためにどのようなデータがあれば良いか提案をいただきたい。一方、国の分析結果が公表される前では、対応を考えることは難しい。
- ② 平成30(2018)年度病床機能報告の結果について 質疑なし
- ③ 外来医療計画について
- 片山委員)外来医師多数区域の指標については、他の区域との相対的な指標であり、 外来医師の過不足を示す指標ではない。宇都宮市医師会においても、医師会に加 入する新規開業医に救急医療や在宅医療への参加をお願いしているが、法律で診 療の自由は守られていると解釈しているので、現状では外来医師多数区域である ことを理由に新規開業を抑制しようという考えはない。一方、医療機器の効率的 な活用については賛成である。必要な検査を高性能の医療機器で行うことを考え ていかなければならない。
- 事務局)補足説明をさせていただくと、国においても、外来医療計画は新規開業の抑制ではないと説明している。外来医療機能に関する情報を可視化し、新規開業希望者等に情報提供を行うことにより、新規開業希望者等の行動変容を促すこととしている。外来医師多数区域においては、新規開業希望者に対して地域に必要

- とされる医療機能を担うよう求めることとされているが、医療機関の自主的な取 組に委ねられていた内容について地域で協議を行い方針決定できるようにするも のであり、新規開業の抑制ではない。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 外来医師偏在指標の算出式は本当に正しいのか。 国が提示した算出式であるから正しいとは思わないで欲しい。また、患者はどう 考えているかという視点がもれているのではないか。県医師会の立場としては、 ペナルティーが無い外来医師計画に従う必要はないし、国に不信感を持っている。 国が考えていることは、都市部のビル診のような医療機関の開業抑制であり、栃木県は該当しないのではないか。
- **片山委員**) 外来医療について、新専門医制度との関係から、専門の診療科のみ診療 する開業医が増えると、患者が複数の医療機関の診療を受けなければ完結しない ことが考えられ、医療費が増えることや患者の負担が増えることを危惧している。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 医療機器の効率的な活用について、県医師会は平成31年1月現在の医療機器の所有状況を集計している。医療機器の更新が必要なくなる医療機関については考慮していただく。
- ④ 医師確保計画について
- **片山委員**) 宇都宮は勤務医が少ないため、指標と現状が乖離しているような印象がある。地域の実情を反映させながら、考えなければならない。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 地域医療支援病院の管理者については、医師少数 区域における一定の勤務経験がなければならないと定められたことについて、委 員の中から地域医療支援病院の管理者に意見を伺いたい。
- **小林委員**) 限られた人の中から管理者を選ぶこととなると思うが、管理者として適切でない人となる可能性もあり不安である。病院や大学等においても、医師少数 区域における一定の勤務経験のある医師は限られると思うので、管理者になれる 人の範囲が狭くなると思う。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 医師少数区域における一定の勤務経験のある医師 が、管理者にふさわしいかどうかは分からない。適当な人材がいなければ、地域 医療支援病院は継続できないという印象である。県は地域の実情を国に伝えなければならないと思う。
- **草野委員)**医師少数区域において研修をした医師が、どうして管理者にふさわしいのか。管理能力と医師少数区域における勤務経験がイコールとは思えない。この考え方はナンセンスであり、県も鵜呑みにせずにおかしいと考えて欲しい。
- 長谷川委員)管理者としてふさわしい能力と医師少数区域における勤務経験は必ずしも一致はしないと思う。20~30歳代に情熱を持って医師少数区域に勤務した医師は能力がある医師かもしれないが、管理者になる直前の一定期間に医師少数区域に勤務したのでは意味がない。医師少数区域の勤務医を確保するための策略ではないか。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 2020 年4月1日以降に選任される管理者に適用 されるため、喫緊の問題である。
- 事務局)法律や省令の要件であるため、県が意見をすることは難しいかもしれない

- が、省令等を確認していきたい。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 医師少数区域の医療機関における勤務と同等の経験が得られたと認められる者の範囲等を今後検討とされているが、範囲等をゆるく考えることは県からも意見をできるのではないか。
- **草野委員**) 医師少数区域における勤務経験について、どのくらいの年齢までに勤務 しなければならないということは決まっているのか。また、一定期間とはどの程 度の期間か。
- 事務局) 現時点では、6ヶ月である。
- **草野委員)**  $5 \sim 10$  年の勤務であれば理解できるが、 $6 \gamma$ 月では地域医療の何たるかは理解できないのではないか。
- 長谷川委員)地域医療構想に関して国の意向を反映したデータが提供されているが、 日本医師会の会議において、医師偏在指標を全国に一律に考えることは無理があ るのではないかという意見があり、厚生労働省も認めていた。地域医療構想調整 会議において国が提供するデータについて議論を行い、地域にふさわしい医療提 供体制を構築しないと、国が提供するデータを鵜呑みにするのでは意味がない。 地域の医療を理解している人が十分に議論を行い、慎重に適切な方向性を考える ことが大切であると考えている。
- **片山委員**) 地域医療構想の三原則は、地域の実情に応じて考えること、不足する機能を補うこと、自主的であることであると考えている。この原則に従って、調整会議を進めようと考えている。
- 村井委員)医師の偏在対策については、医療機関が2025年に担いたいと考えている 医療機能を担うためにどの程度の医師が必要と考えているかという医療機関の自 主的な積み上げの視点も必要ではないか。確認であるが、診療科や診療行為ごと に指標は算出されるのか。また、医師の働き方改革を踏まえた視点も必要ではな いか。地域で不足する外来医療に関する検討について、在宅医療の提供体制を検 討することは賛成である。グループ診療が進まない理由の一つは、情報共有が難 しいことが考えられる。また、人の問題もあり、公平な輪番体制をとらなければ ならず、夜間休日診療所等を核にして輪番を行っているが、まとめ役を作り、公 平な輪番の回し方を考えなければならない。在宅医療を担当した時のインセンテ ィブの支払い等のルールも定まっていないため、ルール作りができれば良いので はないか。
- 事務局) 診療科ごとの指標については、国においても議論が進んでいないと聞いており、今回の医師確保計画に反映させることはスケジュールを考えても難しいのではないか。医療機関が必要と考える医師数の積み上げについては、今回の医師確保計画に反映させることは難しいが、将来の研究課題として考えたい。
- **宮崎委員**) 住民の幸福という話があったが、住民目線で議論を行うことが必要である。地域の患者の受診行動が見えるデータがあれば良いのではないか。協会けんぽにおいて活用できるデータがあれば提供したい。
- **藤井委員**) 医師数や病床数の議論があるが、これから先の医療提供体制を考えると、 看護師等を含めた医療従事者がどのくらい必要か考えなければならない。医師だ

- けでは議論できないのではないか。これからの社会の中でどのように医療従事者 を確保するかについて、現実的な議論が必要ではないか。
- 村井委員) 社会福祉法人には年間 2,000 万円程度かけて介護従事者を確保している 法人があるという記事を見た。看護師や介護従事者等の確保には少なからず苦労 しており、中間業者等を活用しながらしのいでいる状況である。
- **事務局**) 人材確保については重要であるという意見は多くいただいているところであり、県では看護師の需給推計等の議論も行っている。地域医療介護総合確保基金を活用した事業も実施しているところである。看護協会に委託してナースバンクの事業も実施している。
- **村井委員)**看護師の新規雇用者のうちナースバンクを活用した登録者数は何割程度か。
- **事務局)**数字を持ち合わせていないが、全国では退職者のうち約15%程度が届出を していると聞いている。
- 村井委員)全国では、民間事業者が約80%程度に対してナースバンクは5%未満と聞いている。民間事業者は派遣の契約が成立すると見舞い金や引っ越し代を支払うようであるが、3月程度の契約期間で違う派遣先を紹介して利益を得るような構造的な問題もある。ナースバンクの実績等も確認しながら、人材確保の仕組みづくりを考えられれば良いのではないか。
- 太田地域医療構想アドバイザー) 医療従事者の確保は難しいところであるが、業者 に頼るのではなく、自分の施設において奨学金等を活用しながら養成するべきで はないか。または、自治体が統一的に人材確保を行わないと難しいと思う。
- ⑤ その他
- 事務局)公的プラン等の修正報告、地域医療介護総合確保基金事業及び今後の会議 日程について連絡
- 太田地域医療構想アドバイザー) 国が決めた内容についても、本当に正しいのか疑問を持つことや住民がどう思うかを考えることが必要である。公的プランについては、病床稼働率の数値を確認して、病床転換の必要性等を考えた方が良い。栃木県立リハビリテーションセンターのプランについて、「リハセンターが有するノウハウ及び医療現場のニーズを県内のヘルスケア産業に情報提供する」との記載があるが、なぜ民間企業に情報提供する必要があるのか。不適切な表現ではないか。また、一般会計からの繰り入れがどの程度かということも重要であると思う。